

継 続 協 議 事 項

第 1 2 回 木曾川文化圏市町合併協議会

地方税の取扱いについて

継続協議事項

地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。

- ・都市計画税については、平成18年度までは不均一課税を実施し、平成19年度より、各務原市の制度に統一する。ただし、平成16年度及び平成17年度は賦課を行わない。

《参考》

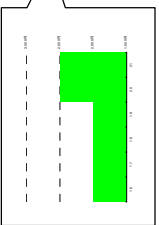
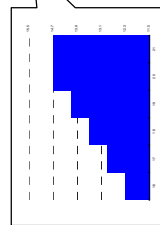
承認事項

地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。
各税目の取扱いについては以下のとおりとする。

1. 個人市民税については、各務原市の例による。ただし、均等割については合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度までは、現行の基準に基づく不均一課税を実施する。
2. 法人市民税については、各務原市の例による。ただし、法人税割については合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成16年度については、各市町の現行制度とし、平成17年度以降3年度（平成19年度まで）は、段階的に調整する不均一課税を実施する。
3. 固定資産税については、各務原市の例による。
4. 軽自動車税については、各務原市の例による。
5. 市たばこ税については、各務原市の例による。
6. 入湯税については、各務原市の例による。

調整方針

専門部会 税務部会

協議項目		協議細目		個人市町民税・法人市町民税・固定資産税	
調整の方針		地方税の取扱い			
調整の方針		地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税（均等割）、法人市民税（法人税割）及び都市計画税については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、不均一課税を実施する。			
税目	各務原市	川島町	調整	方針	
1. 個人市町民税	<p>1. 税率 均等割 2,500円 (地方税法第310条第1項第2号 人口5万以上50万未満) 所得割 標準税率</p> <p>2. 納期 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～ 10月31日 第4期 1月1日～ 1月31日</p>	<p>1. 税率 均等割 2,000円 (地方税法第310条第1項第3号) 所得割 標準税率</p> <p>2. 納期 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～ 10月31日 第4期 1月1日～ 1月31日</p>		個人市民税については、各務原市の例による。ただし、均等割については合併特例法第10条第1項の規定により、平成19年度までは、現行の基準に基づき不均一課税を実施する。	第4回合併協議会で承認済
2. 法人市町民税	<p>1. 税率 均等割 標準税率適用 法人税割 100分の14.7 (制限税率)</p> <p>制限税率の適用 昭和53年度～ 税率 100分の14.5 (当時) 現行税率の100分の14.7は、税制改正により昭和56年度から適用</p>	<p>1. 税率 均等割 標準税率適用 法人税割 100分の12.3 (標準税率)</p>		法人市民税については、各務原市の例による。ただし、法人税割については合併特例法第10条第1項の規定により、平成16年度は、各市町の現行制度とし、平成17年度以降3年度(平成19年度まで)は、段階的に調整する不均一課税を実施する。	第4回合併協議会で承認済
3. 固定資産税	<p>1. 税率 100分の1.4 (標準税率)</p> <p>2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月 末日</p>	<p>1. 税率 100分の1.4 (標準税率)</p> <p>2. 納期 第1期 5月1日～ 5月31日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 9月1日～ 9月30日 第4期 11月1日～ 11月30日</p>		固定資産税の納期については、各務原市の例による。ただし、平成16年度は、それぞれ旧旧市町の例による。	第4回合併協議会で承認済

調整方針

専門部会 税務部会

協議項目	協議細目	川島	軽自動車税・市町たばこ税・入湯税・都市計画税														
4. 軽自動車税	<p>1. 税率 標準税率</p> <p>2. 納期 5月11日～ 5月31日</p>	<p>1. 税率 標準税率</p> <p>2. 納期 5月11日～ 5月31日</p>	<p>軽自動車税については、各務原市の例による。 ただし、平成16年度は、それぞれ旧市町の例による。 第4回合併協議会で承認済</p>														
5. 市町たばこ税	<p>1. 税率 標準税率 売り渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき 2,977円 旧三級品 1,000本につき 1,412円</p>	<p>1. 税率 標準税率 売り渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき 2,977円 旧三級品 1,000本につき 1,412円</p>	<p>市たばこ税については、各務原市の例による。 第4回合併協議会で承認済</p>														
6. 入湯税	<p>1. 税率 入湯客1人1日150円（標準課税）</p> <p>2. 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p>	<p>制度なし</p>	<p>入湯税については、各務原市の例による。 第4回合併協議会で承認済</p>														
7. 都市計画税	<p>1. 税率 100分の0.3</p> <p>2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月 末日</p>	<p>制度なし</p> <table border="1"> <caption>都市計画税 不均一課税</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税率	16	0.3	17	0.3	18	0.3	19	0.3	20	0.3	21	0.3	<p>都市計画税については、平成18年度までは不均一課税を実施し、平成19年度より、各務原市の制度に統一する。ただし、平成16年度及び平成17年度は賦課を行わない。</p>
年度	税率																
16	0.3																
17	0.3																
18	0.3																
19	0.3																
20	0.3																
21	0.3																

児童福祉事業の取扱いについて（案）

保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、平成16年度については、各市町の現行制度とし、平成17年度以降は、最長3年度（平成19年度まで）の不均一保育料として段階的に調整する。

「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。

調整方針

専門部会 福祉部会 協議細目 児童福祉事業

協議項目 各種事務事業の取扱い

調整の方針
保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、平成16年度については、各市町の現行制度とし、平成17年度以降は、最長3年度（平成19年度まで）の不均一保育料として段階的に調整する。「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。

項目 各務原市 川島町 調整方針

年齢	3歳未満児・3歳児・4歳以上児
階層	11階層

年齢	乳児・1,2歳児・3歳児・4歳以上児
階層	10階層

B1~	(7)最も保育料の額が低い児童	全額
D2	(7)以外の児童のうち最も保育料の額が低い児童	半額
階層	上記以外の児童	無料
D3~	(7)最も保育料の額が高い児童	全額
D6	(7)以外の児童のうち最も保育料の額が高い児童	半額
階層	上記以外の児童	無料

第2~	(7)最も徴収基準額が低い児童	全額
第4	(7)以外の児童のうち徴収基準額が低い児童	半額
階層	上記以外の児童	10分の1
第5~	(7)最も徴収基準額が高い児童	全額
第8	(7)以外の児童のうち徴収基準額が高い児童	半額
階層	上記以外の児童	10分の1

保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、平成16年度については、各市町の現行制度のとおりとし、平成17年度以降は、最長3年間の不均一保育料を実施する。

1 保育料に関すること

月額徴収表 【15年度】

階層	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯	0	0	0
B0	市民税非課税世帯で 母子・父子・在宅障害者家庭	0	0	0
B1	市民税非課税世帯	7,000	5,300	5,300
C0	市民税課税世帯で 母子・父子・在宅障害者家庭	15,000	12,200	12,200
C1	市民税課税世帯	16,000	13,500	13,500
D1	所得税30,000円未満	23,000	20,000	20,000
D2	30,000～64,000円未満	29,000	24,000	22,600
D3	64,000～120,000円未満	36,000	26,400	24,100
D4	120,000～160,000円未満	43,500	26,400	24,100
D5	160,000～408,000円未満	52,500	27,500	25,600
D6	408,000円以上	54,000	28,400	26,500

階層	定 義	3歳未満児		3歳児	4歳以上児
		乳児	1,2歳児		
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	町民税非課税世帯 母子・父子・在宅障害者家庭	0	0	0	0
第2	町民税非課税世帯	4,200	3,000	3,000	3,000
第3	町民税課税世帯 母子・父子・在宅障害者家庭	10,400	7,800	7,800	7,800
第3	町民税課税世帯	11,400	8,800	8,800	8,800
第4	所得税40,000円未満	18,800	15,200	15,200	15,000
第5	40,000～140,000円未満	21,800	17,800	17,400	17,400
第6	140,000～370,000円未満	37,000	29,000	25,400	25,400
第7	370,000～510,000円未満	54,000	31,000	27,000	27,000
第8	510,000円以上	68,000	33,000	28,000	28,000

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の取扱いは、平成16年度については、各市町の現行制度のとおりとし、平成17年度から各務原市の現行制度に統一する。

国基準から
各市町の保
料基準によ
る負担軽減
(平成14年度実績)

国徴収基準額	431,498千円
市保育料	336,627千円
軽減額	94,871千円
軽減率	21.99%

延べ入所人員
17,055人

国徴収基準額	94,215千円
町保育料	57,439千円
軽減額	36,776千円
軽減率	39.03%

延べ入所人員
3,475人

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		調整方針		
項目	区分	各務原市	川島町	川島町	川島町	川島町	川島町	
2. 放課後児童 対策事業に関する こと	事業名	各務原市児童保育室	川島町放課後児童クラブ	川島町放課後児童クラブ	川島町放課後児童クラブ	川島町放課後児童クラブ	川島町放課後児童クラブ	
	事業目的	市立小学校低学年児童のうち、放課後、家庭において保護者の適切な監督が得られない児童の、健全な育成を図るため児童保育室を設置・運営している	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする	
	保育時間	・放課後から午後5時まで ・夏休み中は、 9：00～16：30	・放課後から午後7時まで ・夏休み中は、 8：30～19：00	・放課後から午後7時まで ・夏休み中は、 8：30～19：00	・放課後から午後7時まで ・夏休み中は、 8：30～19：00	・放課後から午後7時まで ・夏休み中は、 8：30～19：00	・放課後から午後7時まで ・夏休み中は、 8：30～19：00	・放課後から午後7時まで ・夏休み中は、 8：30～19：00
	休室日	・土曜日、日曜日、祝日、冬休み ：4月1日～4月5日	・日曜日、祝日、年末年始	・日曜日、祝日、年末年始	・日曜日、祝日、年末年始	・日曜日、祝日、年末年始	・日曜日、祝日、年末年始	・日曜日、祝日、年末年始
	保育料	月額4,000円 免除規定有り	(利用者が私立保育園へ実費払い)	(利用者が私立保育園へ実費払い)	(利用者が私立保育園へ実費払い)	(利用者が私立保育園へ実費払い)	(利用者が私立保育園へ実費払い)	(利用者が私立保育園へ実費払い)
	保育室	・年度当初において10名以上で開設 ・平成15年度は14学童保育室 (市直営で14小学校、空き教室利用) ・平成14年度決算額 歳入 29,600,621円 歳出 41,948,446円 ・指導員配置 平成15年度は30名 (国の基準にて配置)	私立保育園へ委託している ・川島保育園 定員40名 ・川島東保育園 定員30名 ・委託料(平成14年度) 3,360,000円	私立保育園へ委託している ・川島保育園 定員40名 ・川島東保育園 定員30名 ・委託料(平成14年度) 3,360,000円	私立保育園へ委託している ・川島保育園 定員40名 ・川島東保育園 定員30名 ・委託料(平成14年度) 3,360,000円	私立保育園へ委託している ・川島保育園 定員40名 ・川島東保育園 定員30名 ・委託料(平成14年度) 3,360,000円	私立保育園へ委託している ・川島保育園 定員40名 ・川島東保育園 定員30名 ・委託料(平成14年度) 3,360,000円	
3. その他の児童 福祉事業	各務原市で実施している事業	・家庭児童相談業務事業 ・子ども館事業	・一時保育事業 ・コミュニケーション子育てサポート事業	・一時保育事業 ・コミュニケーション子育てサポート事業	・一時保育事業 ・コミュニケーション子育てサポート事業	・一時保育事業 ・コミュニケーション子育てサポート事業	・一時保育事業 ・コミュニケーション子育てサポート事業	
	川島町で実施している事業							
<p>児童手当、児童扶養手当制度など、両市町が同一基準にて実施している事業は、調整を必要としないため省略し、新市においても同様に実施する。</p>								

上・下水道事業（下水道）の取扱いについて（案）

1. 「下水道使用料金」については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。
ただし、「料金の徴収方法」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。
2. 「排水設備工事助成金」については、原則として、廃止するものとする。
ただし、川島処理区においては、平成19年度まで現行制度を存続する。
3. 「下水道受益者負担金」については、それぞれの市町の現行制度のまま存続する。
なお、「前納報奨金制度」については、各務原市の現行制度に統一し、「農地等の徴収猶予制度」については、川島町の現行制度を基本に統一する。
4. 「水洗便所改造等資金利子補給」については各務原市の現行制度に統一する。

調整方針

専門部会 上下水道部会

協議項目		協議細目 上・下水道事業（下水道）											
調整の方針	各種事務事業の取扱い 「下水道使用料金」については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、「料金の徴収方法」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。「排水設備工事助成金」については、原則として、廃止するものとする。ただし、川島処理区においては、平成19年度まで現行制度を存続する。「下水道受益者負担金」については、それぞれの市の現行制度のまま存続する。なお、「前納報奨金制度」については、各務原市の現行制度に統一し、「農地等の徴収猶予制度」については、川島町の現行制度を基本に統一する。「水洗便所改造等資金利子補給」については各務原市の現行制度に統一する。												
項目	区分	川島町	調整方針										
1. 下水道使用料金	基本料金（税別）	2か月 20m ³ まで：1,540円	料金体系については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。 (2か月で50m ³ 使用時（一般家庭の平均排除量）の下水料金は、各務原市4,540円、川島町4,550円でほぼ同額である。)										
	従量料金（税別）	<table border="1"> <tr> <td>21m³～50m³</td> <td>1m³につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>51m³～100m³</td> <td>1m³につき</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>101m³～200m³</td> <td>1m³につき</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>201m³～</td> <td>1m³につき</td> <td>130円</td> </tr> </table> <p>*一般家庭の平均下水排除量・2か月で50m³の下水料金は、4,540円になる。</p>		21m ³ ～50m ³	1m ³ につき	100円	51m ³ ～100m ³	1m ³ につき	110円	101m ³ ～200m ³	1m ³ につき	120円	201m ³ ～
21m ³ ～50m ³	1m ³ につき	100円											
51m ³ ～100m ³	1m ³ につき	110円											
101m ³ ～200m ³	1m ³ につき	120円											
201m ³ ～	1m ³ につき	130円											
	徴収方法	隔月検針で検針当月徴収。	料金の徴収方法については合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。										
2. 排水設備工事助成金	助成制度	制度なし	排水設備工事助成金制度については、合併後、原則廃止とする。 ・水洗便所普及促進要領（昭和47年9月28日建設省都市局通達）より 「助成金方式の水洗化促進効果は必ずしも大きなものを期待できない」 「これに要する資金を直接貸付、利子補給等に於てる」などの趣旨を尊重 ただし、供用開始の告示後3年が経過していない川島処理区については、平成16年度から平成19年度まで現行制度を存続する。 ・下水道法第11条の3「水洗便所への改造義務等」の趣旨を尊重										
	制度あり	<p>供用開始後3年以内に下水道に接続し、町の排水設備宅内検査に合格した者に一律3万円を交付。（受益者負担金、町税等の滞納が無いこと。）</p> <p>*排水設備改造工事に対する助成金であるため、新築物件は対象外。</p>											

調整方針

専門部会 上下水道部会

協議項目		協議細目																																											
各種事務事業の取扱い		川島町																																											
項目	区分	各務原市	川島町																																										
3. 下水道受益者負担金	区分別課及び徴収制度	<p>・受益者負担金について 負担の対象事業費未端管渠整備費</p> <table border="1"> <tr> <td>負担率</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>受益者負担金</td> <td>土地の面積 × 500円</td> </tr> <tr> <td>徴収期限</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>前納報奨金制度</td> <td>5年一括前納の場合 約10%を交付</td> </tr> </table> <p>受益者負担金100,000円での前納報奨金 5年一括前納：9,500円 1年一括前納：300円</p> <p>受益者負担金は貴重な建設財源の一部を担う重要な役割をはたしている。</p>	負担率	3分の1	受益者負担金	土地の面積 × 500円	徴収期限	5年	前納報奨金制度	5年一括前納の場合 約10%を交付	<p>・受益者負担金について 負担の対象事業費未端管渠整備費</p> <table border="1"> <tr> <td>負担率</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>受益者負担金</td> <td>土地の面積 × 430円</td> </tr> <tr> <td>徴収期限</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>前納報奨金制度</td> <td>5年一括前納の場合 約21%を交付</td> </tr> </table> <p>受益者負担金100,000円での前納報奨金 5年一括前納：21,800円 1年一括前納：520円</p> <p>全体計画区域470ha中、平成15年度までに273haの整備を終える。未整備区域として残る196.5haには面整備を必要としない区域（工一サイ、消防学校等）約92haが含まれ、実質的には104haを残すのみ。</p> <p>受益者負担金については、平成11年に全体計画区域の単位数を430円として告示済み。</p>	負担率	3分の1	受益者負担金	土地の面積 × 430円	徴収期限	5年	前納報奨金制度	5年一括前納の場合 約21%を交付																										
		負担率	3分の1																																										
受益者負担金	土地の面積 × 500円																																												
徴収期限	5年																																												
前納報奨金制度	5年一括前納の場合 約10%を交付																																												
負担率	3分の1																																												
受益者負担金	土地の面積 × 430円																																												
徴収期限	5年																																												
前納報奨金制度	5年一括前納の場合 約21%を交付																																												
		<p>・農地等の徴収猶予制度について</p> <table border="1"> <tr> <th>地目</th> <th>市街化区域</th> <th>調整区域</th> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原野、池沼など</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑種地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>一部猶予 賦課後2年猶予し 200円/m²を5年で徴収</p> <p>調整区域内の農地は、徴収を一部猶予している各務原市の現行制度は、近隣の多くの自治体が農地転田まで負担全徴</p>	地目	市街化区域	調整区域	宅地	-	-	田			畑			山林			原野、池沼など			雑種地			<p>調整方針</p> <p>受益者負担金の額については、現行どおり各務原処理区は、単位数500円、川島処理区は、単位数430円とする。</p> <p>（受益者負担金の算定根拠は、整備地区の未端管渠整備費が基本となっており、処理分区分ごとで整備費に差異が出るため、複数の負担区分設定が可能とされている。）</p> <p>前納報奨金制度については、各務原市の制度に統一する。ただし、平成16年度については、各市町の現行制度とする。</p> <p>受益者負担金額の端数処理、減免率、納付月等については、各務原市に整合させる。</p>																					
地目	市街化区域	調整区域																																											
宅地	-	-																																											
田																																													
畑																																													
山林																																													
原野、池沼など																																													
雑種地																																													
		<p>・農地等の徴収猶予制度について</p> <table border="1"> <tr> <th>地目</th> <th>市街化区域</th> <th>調整区域</th> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原野、池沼など</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑種地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ただし、現況宅地は徴収猶予は行わない</p> <p>調整区域内に11.8ha残すのみ。徴収猶予の雑種地は未整備</p>	地目	市街化区域	調整区域	宅地	-	-	田			畑			山林			原野、池沼など			雑種地			<p>・農地等の徴収猶予制度について</p> <table border="1"> <tr> <th>地目</th> <th>市街化区域</th> <th>調整区域</th> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原野、池沼など</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑種地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>それぞれ現行方式 各務原処理区は、従来どおり徴収猶予なしとし、川島処理区は、徴収猶予ありとする。</p>	地目	市街化区域	調整区域	宅地	-	-	田			畑			山林			原野、池沼など			雑種地		
地目	市街化区域	調整区域																																											
宅地	-	-																																											
田																																													
畑																																													
山林																																													
原野、池沼など																																													
雑種地																																													
地目	市街化区域	調整区域																																											
宅地	-	-																																											
田																																													
畑																																													
山林																																													
原野、池沼など																																													
雑種地																																													

調整方針

専門部会 上下水道部会

協議項目		協議細目		調整方針																															
各種事務事業の取扱い		川島町																																	
項目	区分	各務原市	川島町																																
4. 水洗便所等改造資金利子補給	根拠規則	各務原市水洗便所等改造資金の融資あっせん及び利子補給規則	川島町排水設備等改造資金利子補給規則	水洗便所等改造資金利子補給制度については、合併後は各務原市の制度に統一する。																															
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市税及び公共下水道事業受益者負担金を滞納していない者 下水道供用開始の日から、排水設備工事にあつては3年以内に工事を行う者 自己資金のみでは改造工事を一時に負担することが困難な者 	<ul style="list-style-type: none"> 町税及び負担金、使用料等を滞納していない者 下水道供用開始の日から3年以内に改造工事を行う者 																																
	条件	<table border="1"> <tr> <td>融資あっせん額</td> <td>改造工事1件につき10万円以上50万円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>36月</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3月1日における長期プライムレート + 1%</td> </tr> <tr> <td>利子補給の額</td> <td>融資に関わる利子の全額</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>融資を受けた月の翌月から起算して36回の元利均等月賦償還とする。</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td>市長が指定する金融機関</td> </tr> <tr> <td>融資あっせん件数</td> <td>3件（平成14年度）</td> </tr> <tr> <td>利子補給件数</td> <td>63件（平成14年度）</td> </tr> </table>	融資あっせん額	改造工事1件につき10万円以上50万円以内で市長が定める額	償還期間	36月	利率	3月1日における長期プライムレート + 1%	利子補給の額	融資に関わる利子の全額	償還方法	融資を受けた月の翌月から起算して36回の元利均等月賦償還とする。	取扱金融機関	市長が指定する金融機関	融資あっせん件数	3件（平成14年度）	利子補給件数	63件（平成14年度）	<table border="1"> <tr> <td>融資あっせん額(利子補給対象資金額)</td> <td>改造工事1件につき100万円以内で町長が定める額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>長期プライムレート + 1%</td> </tr> <tr> <td>利子補給の額</td> <td>資金の借入金に対する利子の1/2</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>融資を受けた日の翌月から元利均等償還とする。</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td>町が指定する金融機関</td> </tr> <tr> <td>融資あっせん件数</td> <td>2件（平成14年度）</td> </tr> <tr> <td>利子補給件数</td> <td>3件（平成14年度）</td> </tr> </table>	融資あっせん額(利子補給対象資金額)	改造工事1件につき100万円以内で町長が定める額	償還期間	5年以内	利率	長期プライムレート + 1%	利子補給の額	資金の借入金に対する利子の1/2	償還方法	融資を受けた日の翌月から元利均等償還とする。	取扱金融機関	町が指定する金融機関	融資あっせん件数	2件（平成14年度）	利子補給件数	3件（平成14年度）
融資あっせん額	改造工事1件につき10万円以上50万円以内で市長が定める額																																		
償還期間	36月																																		
利率	3月1日における長期プライムレート + 1%																																		
利子補給の額	融資に関わる利子の全額																																		
償還方法	融資を受けた月の翌月から起算して36回の元利均等月賦償還とする。																																		
取扱金融機関	市長が指定する金融機関																																		
融資あっせん件数	3件（平成14年度）																																		
利子補給件数	63件（平成14年度）																																		
融資あっせん額(利子補給対象資金額)	改造工事1件につき100万円以内で町長が定める額																																		
償還期間	5年以内																																		
利率	長期プライムレート + 1%																																		
利子補給の額	資金の借入金に対する利子の1/2																																		
償還方法	融資を受けた日の翌月から元利均等償還とする。																																		
取扱金融機関	町が指定する金融機関																																		
融資あっせん件数	2件（平成14年度）																																		
利子補給件数	3件（平成14年度）																																		

上・下水道事業（上水道）の取扱いについて（案）

上水道事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、「水道料金」については、平成16年度は、各市町の現行制度とし、平成17年度以降3年度（平成19年度まで）は、緩和措置を講ずる。

また、「料金の徴収方法」「給水負担金」「開発負担金」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。

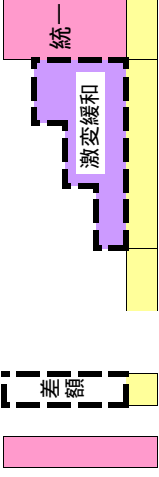
調整方針

専門部会 上下水道部会

各種事務事業の取扱い		協議細目 上・下水道事業（上下水道）																																									
協議項目	川島町	川島町	調整方針																																								
調整の方針	上下水道事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、「水道料金」については、平成17年度から平成19年度まで緩和措置を講じ、その後、現行の各務原市の徴収基準に統一する。また、「料金の徴収方法」「給水負担金」「開発負担金」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。	役場庁舎に課長、水道2名、下水道2名、庶務2名の計7名の職員が勤務している。	事業所の位置については、合併と同時に各務原市水道事業庁舎（三井東町4丁目32番地）とする。																																								
項目	各務原市	川島町	調整方針																																								
1. 事業所の位置	水道事業庁舎に水道49名、下水道17名、計66名の職員が勤務している。																																										
2. 給水区域など事業認可及び水道施設	行政区域全域を給水区域に取り込み、一つの水道事業を営んでいる。三井水源系、西市場水源系の現有施設の存続で、これ以上の統廃合は考えない。	行政区域のうち、専用水道のエリア（株）川島工園を除いた区域を給水区域にして、一つの水道事業を営んでいる。今後は、第1水源の位置変更、改修工事を計画している。	合併と同時に川島町上下水道事業は各務原市へ譲渡され、1つの給水区域として上下水道事業を行う。 （合併前に川島町水道事業の廃止届を県知事に提出し、合併後に新市で譲受届出書を県知事に提出する。）																																								
3. 給水負担金（加入負担金）	給水新設工事の際に、申請口径に応じた給水負担金を徴収している。 （口径別に条例で規定）	給水新設工事の際に、申請口径に応じた新加入負担金を徴収している。 （口径別に条例で規定）	加入負担金については、川島町の加入負担金の水準を各務原市の水準に引き上げ、「給水負担金」とする。																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>給水負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>385,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>629,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>設定なし</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>1,642,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>2,473,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>5,714,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,171,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>13,103,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	給水負担金の額	13mm	150,000円	20mm	385,000円	25mm	629,000円	30mm	設定なし	40mm	1,642,000円	50mm	2,473,000円	75mm	5,714,000円	100mm	9,171,000円	150mm	13,103,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>加入負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>520,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>設定なし</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>設定なし</td></tr> </tbody> </table>	口径	加入負担金の額	13mm	130,000円	20mm	260,000円	25mm	330,000円	30mm	400,000円	40mm	520,000円	50mm	1,500,000円	75mm	2,000,000円	100mm	設定なし	150mm	設定なし	
口径	給水負担金の額																																										
13mm	150,000円																																										
20mm	385,000円																																										
25mm	629,000円																																										
30mm	設定なし																																										
40mm	1,642,000円																																										
50mm	2,473,000円																																										
75mm	5,714,000円																																										
100mm	9,171,000円																																										
150mm	13,103,000円																																										
口径	加入負担金の額																																										
13mm	130,000円																																										
20mm	260,000円																																										
25mm	330,000円																																										
30mm	400,000円																																										
40mm	520,000円																																										
50mm	1,500,000円																																										
75mm	2,000,000円																																										
100mm	設定なし																																										
150mm	設定なし																																										
4. 開発負担金	一定規模（開発面積1,000㎡又は16戸以上の共同住宅）以上の給水新設工事に対しては、給水負担金とは別に給水負担金の額の2分の1（専用住宅は1戸50,000円）を開発負担金とし、条例で規定して徴収している。	開発負担金は徴収していない。	開発負担金については、各務原市の現行制度に統一する。 （川島町地域においても開発負担金制度を適用することとする。）																																								

調整方針

専門部会 上下水道部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	上・下水道事業（上水道）																																																																					
項目	各務原市	川島町	調整方針																																																																					
5. 水道料金及び徴収方法、会計処理方法	<p>・水道料金制度 口径別基本料金（基本水量なし） 逓増制水量料金制度</p> <p>・徴収方法 隔月検針で検針当月徴収</p> <p>・基本料金 基本水量なし（税別）</p> <table border="1" data-bbox="539 1429 820 1742"> <tr><th>口径</th><th>2か月あたり金額</th></tr> <tr><td>13mm</td><td>1,420円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>16,200円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>24,400円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>56,400円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>89,800円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>128,400円</td></tr> </table> <p>・水量料金（税別）</p> <table border="1" data-bbox="880 1335 975 1742"> <tr><th></th><th>1m³につき</th><th>50円</th></tr> <tr><td>1m³～20m³</td><td>1m³につき</td><td>50円</td></tr> <tr><td>21m³～50m³</td><td>1m³につき</td><td>115円</td></tr> <tr><td>51m³～</td><td>1m³につき</td><td>175円</td></tr> </table> <p>一般家庭の平均使用量による試算 （口径13mmで2か月に50m³使用の場合） 水道料金：5,870円（税別）</p>	口径	2か月あたり金額	13mm	1,420円	20mm	3,800円	25mm	6,200円	40mm	16,200円	50mm	24,400円	75mm	56,400円	100mm	89,800円	150mm	128,400円		1m ³ につき	50円	1m ³ ～20m ³	1m ³ につき	50円	21m ³ ～50m ³	1m ³ につき	115円	51m ³ ～	1m ³ につき	175円	<p>・水道料金制度 基本料金（基本水量20m³） 逓増制超過料金に口径別の 水量器使用料を加算</p> <p>・徴収方法 隔月検針で検針翌月徴収</p> <p>・基本料金 基本水量20m³（税別）</p> <table border="1" data-bbox="539 869 820 1214"> <tr><th>口径</th><th>2か月あたり金額</th></tr> <tr><td>全口径</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>13mm</td><td>100円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>300円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,200円</td></tr> </table> <p>・超過料金（税別）</p> <table border="1" data-bbox="880 775 943 1182"> <tr><th></th><th>1m³につき</th><th>100円</th></tr> <tr><td>21m³～200m³</td><td>1m³につき</td><td>100円</td></tr> <tr><td>201m³～</td><td>1m³につき</td><td>160円</td></tr> </table> <p>一般家庭の平均使用量による試算 （口径13mmで2か月に50m³使用の場合） 水道料金：4,300円（税別）</p> <p>・その他 料金水準を抑えるため、一般会計から水道事業会計に財源補てんが毎年行われている。</p> <table border="1" data-bbox="1220 741 1345 1214"> <tr><th>財源補てんの内訳</th><th>13年度</th><th>14年度</th></tr> <tr><td>収益的収入へ</td><td>29,442千円</td><td>28,703千円</td></tr> <tr><td>資本的収入へ</td><td>16,275千円</td><td>-</td></tr> <tr><td>計</td><td>45,717千円</td><td>28,703千円</td></tr> </table>	口径	2か月あたり金額	全口径	1,200円	13mm	100円	20mm	200円	25mm	200円	30mm	300円	40mm	400円	50mm	1,000円	75mm	1,200円		1m ³ につき	100円	21m ³ ～200m ³	1m ³ につき	100円	201m ³ ～	1m ³ につき	160円	財源補てんの内訳	13年度	14年度	収益的収入へ	29,442千円	28,703千円	資本的収入へ	16,275千円	-	計	45,717千円	28,703千円	<p>水道料金については、本来、合併と同時に川島町の料金水準を各務原市の水準に引き上げることが望ましいが、標準的な一般家庭で36.51%の値上げが必要となるため、3年間は不均一の水道料金とする。</p> <p>(市) (町)</p>  <p>料金の徴収方法については、合併時から調整を行い、平成17年1月に各務原市の現行制度に統一する。 （「隔月の当月検針徴収方法」へ）</p>
口径	2か月あたり金額																																																																							
13mm	1,420円																																																																							
20mm	3,800円																																																																							
25mm	6,200円																																																																							
40mm	16,200円																																																																							
50mm	24,400円																																																																							
75mm	56,400円																																																																							
100mm	89,800円																																																																							
150mm	128,400円																																																																							
	1m ³ につき	50円																																																																						
1m ³ ～20m ³	1m ³ につき	50円																																																																						
21m ³ ～50m ³	1m ³ につき	115円																																																																						
51m ³ ～	1m ³ につき	175円																																																																						
口径	2か月あたり金額																																																																							
全口径	1,200円																																																																							
13mm	100円																																																																							
20mm	200円																																																																							
25mm	200円																																																																							
30mm	300円																																																																							
40mm	400円																																																																							
50mm	1,000円																																																																							
75mm	1,200円																																																																							
	1m ³ につき	100円																																																																						
21m ³ ～200m ³	1m ³ につき	100円																																																																						
201m ³ ～	1m ³ につき	160円																																																																						
財源補てんの内訳	13年度	14年度																																																																						
収益的収入へ	29,442千円	28,703千円																																																																						
資本的収入へ	16,275千円	-																																																																						
計	45,717千円	28,703千円																																																																						

調整方針

専門部会 上下水道部会

協議項目		協議細目		調整方針
各種事務事業の取扱い		川島町		
項目	各務原市	川島町	上・下水道事業（上下水道）	
6. 各水源及び配水関係施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水源 三井、西市場2か所で、管路はつながっており、受水池4か所、配水池12か所。 ・施設 すべて無人化し、水道事業庁舎4階で遠隔操作、監視している。勤務時間外は警備会社に委託し、ガードマンが常時配備されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道技術管理者 施設課主幹を任命。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源 第1・第2・笠田3か所で、管路はつながっている。 ・施設 月曜から金曜日まで囃託員が巡回。役場庁舎2階でテレメータにより監視している <ul style="list-style-type: none"> ・水道技術管理者 水道係長を任命。 	<p>水源については、新市において引き継ぐ。</p> <p>施設については、合併後、直ちに役場庁舎2階のテレメータ設備を、各務原市水道事業庁舎4階に移設する工事を行い集中監視できるようにする。 なお、工事完了までは、夜間も含めて職員の時常配置又は巡回等による監視体制をとる。</p> <p>また、早い時期に遠隔操作のできる施設にするための改修工事を実施する。</p> <p>水道法に基づくと水道技術管理者を1名任命する。</p>	

協議事項

第12回 木曾川文化圏市町合併協議会

「川島地区振興基金」の設置について（案）

川島地区の総合的な発展と振興を図るため、「川島地区振興基金」を設置する。

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目	川島地区振興基金	協議細目	川島地区振興基金
調整の方針	川島地区の総合的な発展と振興を図るため、「川島地区振興基金」を設置する。		

1. 「川島地区振興基金」の設置目的は、以下のとおりとする。

両市町の速やかな一体性の確保を図る
サービス・負担の格差を埋める緩和措置に充てる
その他川島地区の振興・発展を図る

2. 「川島地区振興基金」の額については、500百万円とする。

その他の福祉事業（福祉医療費助成事業）の取扱いについて（案）

各種福祉医療費助成事業については、各務原市の現行制度に統一する。

調整方針

専門部会 住民部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	その他の福祉事業（福祉医療費助成事業）
------	------------	------	---------------------

各種福祉医療費助成事業については、各務原市の現行制度に統一する。

項目	各務原市	川島町	調整方針																								
1. 乳幼児医療費助成事業	<table border="1"> <tr><td>対象範囲</td><td>0歳～小学校就学前（入院・外来）</td></tr> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> <tr><td>自己負担</td><td>なし</td></tr> <tr><td>県補助率</td><td>1/2</td></tr> <tr><td>市負担率</td><td>1/2</td></tr> <tr><td>支給方法</td><td>県内…現物支給 県外…償還払い</td></tr> </table>	対象範囲	0歳～小学校就学前（入院・外来）	所得制限	なし	自己負担	なし	県補助率	1/2	市負担率	1/2	支給方法	県内…現物支給 県外…償還払い	<table border="1"> <tr><td>対象範囲</td><td>0歳～小学校就学前（入院・外来）</td></tr> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> <tr><td>自己負担</td><td>なし</td></tr> <tr><td>県補助率</td><td>1/2</td></tr> <tr><td>町負担率</td><td>1/2</td></tr> <tr><td>支給方法</td><td>県内…現物支給 県外…償還払い（一部現物支給あり）</td></tr> </table>	対象範囲	0歳～小学校就学前（入院・外来）	所得制限	なし	自己負担	なし	県補助率	1/2	町負担率	1/2	支給方法	県内…現物支給 県外…償還払い（一部現物支給あり）	乳幼児医療費助成事業については、一部相違のある、支給方法も含めて、各務原市の現行制度に統一する。
対象範囲	0歳～小学校就学前（入院・外来）																										
所得制限	なし																										
自己負担	なし																										
県補助率	1/2																										
市負担率	1/2																										
支給方法	県内…現物支給 県外…償還払い																										
対象範囲	0歳～小学校就学前（入院・外来）																										
所得制限	なし																										
自己負担	なし																										
県補助率	1/2																										
町負担率	1/2																										
支給方法	県内…現物支給 県外…償還払い（一部現物支給あり）																										
2. 69歳老人医療費助成事業	<table border="1"> <tr><td>対象範囲</td><td>69歳の者</td></tr> <tr><td>所得制限</td><td>市民税非課税世帯の世帯員</td></tr> <tr><td>自己負担</td><td>総医療費の1/10または、自己負担限度額の3/5のいずれか低い額 入院時食事療養費に係る標準負担額</td></tr> <tr><td>県補助率</td><td>2/3</td></tr> <tr><td>市負担率</td><td>1/3</td></tr> <tr><td>支給方法</td><td>償還払い</td></tr> </table>	対象範囲	69歳の者	所得制限	市民税非課税世帯の世帯員	自己負担	総医療費の1/10または、自己負担限度額の3/5のいずれか低い額 入院時食事療養費に係る標準負担額	県補助率	2/3	市負担率	1/3	支給方法	償還払い	<table border="1"> <tr><td>対象範囲</td><td>69歳の者</td></tr> <tr><td>所得制限</td><td>町民税非課税世帯の世帯員</td></tr> <tr><td>自己負担</td><td>総医療費の1/10または、自己負担限度額の3/5のいずれか低い額 入院時食事療養費に係る標準負担額</td></tr> <tr><td>県補助率</td><td>2/3</td></tr> <tr><td>町負担率</td><td>1/3</td></tr> <tr><td>支給方法</td><td>償還払い</td></tr> </table>	対象範囲	69歳の者	所得制限	町民税非課税世帯の世帯員	自己負担	総医療費の1/10または、自己負担限度額の3/5のいずれか低い額 入院時食事療養費に係る標準負担額	県補助率	2/3	町負担率	1/3	支給方法	償還払い	69歳老人医療費助成事業については、同一基準にて実施しているため、各務原市の現行制度に統一する。
対象範囲	69歳の者																										
所得制限	市民税非課税世帯の世帯員																										
自己負担	総医療費の1/10または、自己負担限度額の3/5のいずれか低い額 入院時食事療養費に係る標準負担額																										
県補助率	2/3																										
市負担率	1/3																										
支給方法	償還払い																										
対象範囲	69歳の者																										
所得制限	町民税非課税世帯の世帯員																										
自己負担	総医療費の1/10または、自己負担限度額の3/5のいずれか低い額 入院時食事療養費に係る標準負担額																										
県補助率	2/3																										
町負担率	1/3																										
支給方法	償還払い																										
3. 重度心身障害者（児）医療費助成事業	<table border="1"> <tr><td>対象範囲</td><td>身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳…A1、A2、B1所持者 療育手帳B2かつ身障手帳4級～6級所持者（69歳以下）</td></tr> <tr><td>所得制限</td><td>特別児童扶養手当制限額を準用</td></tr> <tr><td>自己負担</td><td>なし</td></tr> <tr><td>県補助率</td><td>2/3</td></tr> <tr><td>市負担率</td><td>1/3</td></tr> <tr><td>支給方法</td><td>県内…現物支給 県外…償還払い</td></tr> </table>	対象範囲	身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳…A1、A2、B1所持者 療育手帳B2かつ身障手帳4級～6級所持者（69歳以下）	所得制限	特別児童扶養手当制限額を準用	自己負担	なし	県補助率	2/3	市負担率	1/3	支給方法	県内…現物支給 県外…償還払い	<table border="1"> <tr><td>対象範囲</td><td>身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳…A1、A2、B1所持者</td></tr> <tr><td>所得制限</td><td>特別児童扶養手当制限額を準用</td></tr> <tr><td>自己負担</td><td>なし</td></tr> <tr><td>県補助率</td><td>2/3</td></tr> <tr><td>町負担率</td><td>1/3</td></tr> <tr><td>支給方法</td><td>県内…現物支給 県外…償還払い（一部現物支給あり）</td></tr> </table>	対象範囲	身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳…A1、A2、B1所持者	所得制限	特別児童扶養手当制限額を準用	自己負担	なし	県補助率	2/3	町負担率	1/3	支給方法	県内…現物支給 県外…償還払い（一部現物支給あり）	重度心身障害者（児）医療費助成事業については、対象範囲が広い、各務原市の現行制度に統一する。
対象範囲	身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳…A1、A2、B1所持者 療育手帳B2かつ身障手帳4級～6級所持者（69歳以下）																										
所得制限	特別児童扶養手当制限額を準用																										
自己負担	なし																										
県補助率	2/3																										
市負担率	1/3																										
支給方法	県内…現物支給 県外…償還払い																										
対象範囲	身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳…A1、A2、B1所持者																										
所得制限	特別児童扶養手当制限額を準用																										
自己負担	なし																										
県補助率	2/3																										
町負担率	1/3																										
支給方法	県内…現物支給 県外…償還払い（一部現物支給あり）																										

調整方針

専門部会 住民部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	その他の福祉事業（福祉医療費助成事業）																												
項目	各務原市	川島町																												
4・母子家庭等医療費助成事業	<table border="1"> <tr> <td>対象範囲</td> <td>18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母と当該児父母のいない18歳未満児（18歳年度末まで） 高校等に通学している児童で、県制度に該当しなくなった月の翌月～19歳の誕生日の末日まで（母についても同様）</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>児童扶養手当制限額を準用</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>市負担率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td>県内...現物支給 県外...償還払い</td> </tr> </table>	対象範囲	18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母と当該児父母のいない18歳未満児（18歳年度末まで） 高校等に通学している児童で、県制度に該当しなくなった月の翌月～19歳の誕生日の末日まで（母についても同様）	所得制限	児童扶養手当制限額を準用	自己負担	なし	県補助率	1/2	市負担率	1/2	支給方法	県内...現物支給 県外...償還払い	<table border="1"> <tr> <td>対象範囲</td> <td>18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母と当該児父母のいない18歳未満児（18歳年度末まで）</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>児童扶養手当制限額を準用</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>町負担率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td>県内...現物支給 県外...償還払い（一部現物支給あり）</td> </tr> </table> <p>母子家庭等医療費助成事業については、対象範囲が広い、各務原市の現行制度に統一する。</p>	対象範囲	18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母と当該児父母のいない18歳未満児（18歳年度末まで）	所得制限	児童扶養手当制限額を準用	自己負担	なし	県補助率	1/2	町負担率	1/2	支給方法	県内...現物支給 県外...償還払い（一部現物支給あり）				
対象範囲	18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母と当該児父母のいない18歳未満児（18歳年度末まで） 高校等に通学している児童で、県制度に該当しなくなった月の翌月～19歳の誕生日の末日まで（母についても同様）																													
所得制限	児童扶養手当制限額を準用																													
自己負担	なし																													
県補助率	1/2																													
市負担率	1/2																													
支給方法	県内...現物支給 県外...償還払い																													
対象範囲	18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母と当該児父母のいない18歳未満児（18歳年度末まで）																													
所得制限	児童扶養手当制限額を準用																													
自己負担	なし																													
県補助率	1/2																													
町負担率	1/2																													
支給方法	県内...現物支給 県外...償還払い（一部現物支給あり）																													
5・重度心身障害老人医療費助成事業	<table border="1"> <tr> <td>対象範囲</td> <td>身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳...A1、A2、B1所持者 医師（専門医）の診断書により、県知事へ送付して協議する 療育手帳B2かつ身障手帳4級～6級所持者（70歳以上）</td> </tr> <tr> <td>上記のいずれかの該当で、老人保健医療の受給者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>市負担率</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td>県内...現物支給 県外...償還払い</td> </tr> </table>	対象範囲	身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳...A1、A2、B1所持者 医師（専門医）の診断書により、県知事へ送付して協議する 療育手帳B2かつ身障手帳4級～6級所持者（70歳以上）	上記のいずれかの該当で、老人保健医療の受給者		所得制限	なし	自己負担	なし	県補助率	2/3	市負担率	1/3	支給方法	県内...現物支給 県外...償還払い	<table border="1"> <tr> <td>対象範囲</td> <td>身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳...A1、A2、B1所持者 医師（専門医）の診断書により、県知事に送付して協議する</td> </tr> <tr> <td>上記のいずれかの該当で、老人保健医療の受給者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>町負担率</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td>県内...現物支給 県外...償還払い（一部現物支給あり）</td> </tr> </table> <p>重度心身障害老人医療費助成事業については、対象範囲が広い、各務原市の現行制度に統一する。</p>	対象範囲	身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳...A1、A2、B1所持者 医師（専門医）の診断書により、県知事に送付して協議する	上記のいずれかの該当で、老人保健医療の受給者		所得制限	なし	自己負担	なし	県補助率	2/3	町負担率	1/3	支給方法	県内...現物支給 県外...償還払い（一部現物支給あり）
対象範囲	身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳...A1、A2、B1所持者 医師（専門医）の診断書により、県知事へ送付して協議する 療育手帳B2かつ身障手帳4級～6級所持者（70歳以上）																													
上記のいずれかの該当で、老人保健医療の受給者																														
所得制限	なし																													
自己負担	なし																													
県補助率	2/3																													
市負担率	1/3																													
支給方法	県内...現物支給 県外...償還払い																													
対象範囲	身障手帳の1級～3級所持者 身障手帳4級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第4項症） 療育手帳...A1、A2、B1所持者 医師（専門医）の診断書により、県知事に送付して協議する																													
上記のいずれかの該当で、老人保健医療の受給者																														
所得制限	なし																													
自己負担	なし																													
県補助率	2/3																													
町負担率	1/3																													
支給方法	県内...現物支給 県外...償還払い（一部現物支給あり）																													

調整方針

専門部会 住民部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	その他の福祉事業（福祉医療費助成事業）												
項目 6・準保護世帯医療費助成事業	各務原市 <table border="1" data-bbox="295 1176 542 1774"> <tr> <td>対象範囲</td> <td>心身障害者または、病弱者を有する世帯で生活困窮世帯</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>生活水準が生活保護法による保護基準の1.3倍までの世帯</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>1診療分5,000円/月</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市負担率</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td>償還払い</td> </tr> </table>	対象範囲	心身障害者または、病弱者を有する世帯で生活困窮世帯	所得制限	生活水準が生活保護法による保護基準の1.3倍までの世帯	自己負担	1診療分5,000円/月	県補助率	0	市負担率	全額市費	支給方法	償還払い	川島町 なし	調整方針 準保護世帯医療費助成事業については、新市の住民を対象に現行どおり存続する。
対象範囲	心身障害者または、病弱者を有する世帯で生活困窮世帯														
所得制限	生活水準が生活保護法による保護基準の1.3倍までの世帯														
自己負担	1診療分5,000円/月														
県補助率	0														
市負担率	全額市費														
支給方法	償還払い														

環境事業（ごみ処理事業、し尿処理事業）の取扱いについて（案）

一般廃棄物の収集・運搬・処分については、新市において責任を持って、速やかに調整する。

調整方針

専門部会 環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境事業（ごみ処理事業、し尿処理事業）
調整の方針	一般廃棄物の収集・運搬・処分については、新市において責任を持って、速やかに調整する。		
項目	各務原市	川島町	調整方針
1. ごみの収集及び処理等	<p>1. 収集方法</p> <div data-bbox="422 1299 1268 1780"> <p>ステーション方式</p> <p>週2回 可燃ごみ</p> <p>月1回 不燃ごみ 資源ごみ ・カンビン ・ペットボトル ・紙パック ・ガラス類 陶磁器類 ・カン以外の金物類 ・粗大ごみ ・有害類 ・その他のごみ</p> </div>	<p>1. 収集方法</p> <div data-bbox="422 929 1332 1254"> <p>戸別方式</p> <p>週2回 可燃ごみ</p> <p>月2回 不燃ごみ 資源ごみ ・ペットボトル ・プラスチック容器</p> <p>年10回 不燃ごみ 資源ごみ ・古紙、古着 ・紙バック</p> </div>	<p>ステーション方式</p> <p>月1回 不燃ごみ 資源ごみ ・カンビン ・白色トレイ ・ガレキ類 ・金物類 ・ガラス類 ・その他のごみ</p> <p>2ヶ月に1回 不燃ごみ ・粗大ごみ</p>
<p>・古紙・古着は資源集団回収。 ・プラスチック容器・白色トレイは未実施。</p>			
<p>各市町においてのごみ収集・処理体制・手数料等は、新市において責任を持って、速やかに調整する。 ただし、許可手数料については、更新時から、各務原市方式とする。</p>			

調整方針

専門部会 環境部会

協議項目 各種事務事業の取扱い

調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境事業（ごみ処理事業、し尿処理事業）															
項目	各務原市	川島町																
	2. 処理手数料及び処理費用 可燃ごみ	2. 処理手数料及び処理費用 可燃ごみ																
	<table border="1"> <tr> <td>収集</td> <td>無料 / 指定ごみ袋（承認制） ・ 20枚入り 250円 ~ 280円 （大）</td> <td>収集</td> <td>5円 / 指定ごみ袋 指定ごみ袋10枚入り160円 （手数料5円/枚含む）</td> </tr> <tr> <td>自己搬入</td> <td>50円 / 指定ごみ袋 1,500円（10枚）</td> <td>自己搬入</td> <td>無料、ただし一定の重量制限あり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100kgまで無料 （100kg超：60円/10kg）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>70円 / 10kg</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	収集	無料 / 指定ごみ袋（承認制） ・ 20枚入り 250円 ~ 280円 （大）	収集	5円 / 指定ごみ袋 指定ごみ袋10枚入り160円 （手数料5円/枚含む）	自己搬入	50円 / 指定ごみ袋 1,500円（10枚）	自己搬入	無料、ただし一定の重量制限あり		100kgまで無料 （100kg超：60円/10kg）				70円 / 10kg			
収集	無料 / 指定ごみ袋（承認制） ・ 20枚入り 250円 ~ 280円 （大）	収集	5円 / 指定ごみ袋 指定ごみ袋10枚入り160円 （手数料5円/枚含む）															
自己搬入	50円 / 指定ごみ袋 1,500円（10枚）	自己搬入	無料、ただし一定の重量制限あり															
	100kgまで無料 （100kg超：60円/10kg）																	
	70円 / 10kg																	
	3. 収集体制及び処理体制 収集業者	3. 収集体制及び処理体制 収集業者																
	<table border="1"> <tr> <td>生活系</td> <td>委託 ：各務原衛生㈱ ：各務原清掃㈱</td> <td>生活系</td> <td>委託 ・ 高島衛生工業（有）</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>許可 ：各務原衛生㈱ ：各務原清掃㈱</td> <td>自己搬入</td> <td>粗大ごみについては、取扱い業者を紹介</td> </tr> </table>	生活系	委託 ：各務原衛生㈱ ：各務原清掃㈱	生活系	委託 ・ 高島衛生工業（有）	事業系	許可 ：各務原衛生㈱ ：各務原清掃㈱	自己搬入	粗大ごみについては、取扱い業者を紹介									
生活系	委託 ：各務原衛生㈱ ：各務原清掃㈱	生活系	委託 ・ 高島衛生工業（有）															
事業系	許可 ：各務原衛生㈱ ：各務原清掃㈱	自己搬入	粗大ごみについては、取扱い業者を紹介															
	4. 許可手数料	4. 許可手数料																
	<table border="1"> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬業</td> <td>5,000円</td> <td>一般廃棄物収集運搬業</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬業の更新</td> <td>5,000円</td> <td>一般廃棄物収集運搬業の更新</td> <td>1,500円</td> </tr> </table>	一般廃棄物収集運搬業	5,000円	一般廃棄物収集運搬業	2,500円	一般廃棄物収集運搬業の更新	5,000円	一般廃棄物収集運搬業の更新	1,500円									
一般廃棄物収集運搬業	5,000円	一般廃棄物収集運搬業	2,500円															
一般廃棄物収集運搬業の更新	5,000円	一般廃棄物収集運搬業の更新	1,500円															
	処理（搬入）施設	処理（搬入）施設																
	<table border="1"> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>各務原市北清掃センター</td> <td>可燃ごみ</td> <td>岐阜羽島衛生施設組合</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td></td> <td>不燃ごみ</td> <td>高島衛生工業（有）に処分委託</td> </tr> </table>	可燃ごみ	各務原市北清掃センター	可燃ごみ	岐阜羽島衛生施設組合	不燃ごみ		不燃ごみ	高島衛生工業（有）に処分委託									
可燃ごみ	各務原市北清掃センター	可燃ごみ	岐阜羽島衛生施設組合															
不燃ごみ		不燃ごみ	高島衛生工業（有）に処分委託															

調整方針

専門部会 環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	環境事業（ごみ処理事業、し尿処理事業）																																
項目	各務原市	川島町	調整方針																																
2. し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分等	<p>1. 収集実施日・休業日 し尿、浄化槽汚泥</p> <table border="1"> <tr> <td>収集実施日</td> <td>月曜日～金曜日 午前8時～午後5時 土曜日 午前8時～午前12時</td> </tr> <tr> <td>休業日</td> <td>市が指定する日、 日曜日、祭日、 年末年始、夏季休暇、 第2・第4土曜日</td> </tr> </table> <p>2. 料金</p> <table border="1"> <tr> <td>し尿</td> <td>214円 / 18ℓ</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>人槽別（清掃費に含まれる）</td> </tr> </table> <p>3. 収集体制及び処理体制 収集業者</p> <table border="1"> <tr> <td>し尿</td> <td>許可 各務原衛生株式会社</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>許可 各衛サービス株式会社</td> </tr> </table> <p>処理（搬入）施設 各務原市クリーンセンター</p> <p>4. 許可手数料 浄化槽清掃業</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	収集実施日	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時 土曜日 午前8時～午前12時	休業日	市が指定する日、 日曜日、祭日、 年末年始、夏季休暇、 第2・第4土曜日	し尿	214円 / 18ℓ	浄化槽汚泥	人槽別（清掃費に含まれる）	し尿	許可 各務原衛生株式会社	浄化槽汚泥	許可 各衛サービス株式会社		10,000円	<p>1. 収集実施日・休業日 し尿</p> <table border="1"> <tr> <td>収集実施日</td> <td>月曜日～金曜日 午前8時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>休業日</td> <td>町が指定する日、 土曜日、日曜日、祭日、 年末年始、夏季休暇</td> </tr> </table> <p>浄化槽汚泥</p> <table border="1"> <tr> <td>収集実施日</td> <td>毎週金曜日 午前8時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>休業日</td> <td>町が指定する日、 金曜日以外、祭日、 年末年始、夏季休暇</td> </tr> </table> <p>2. 料金</p> <table border="1"> <tr> <td>し尿</td> <td>234円 / 18ℓ</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>人槽別（清掃費に含まれる）</td> </tr> </table> <p>3. 収集体制及び処理体制 収集業者</p> <table border="1"> <tr> <td>し尿</td> <td>許可 トバナ産業株式会社</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>許可 トバナ産業株式会社</td> </tr> </table> <p>処理（搬入）施設 岐阜羽根衛生施設組合（浄化槽汚泥の一部は、平成16年度まで（有）杉山産業に処理委託しており、海洋投棄処分）</p> <p>4. 許可手数料 浄化槽清掃業</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	収集実施日	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時	休業日	町が指定する日、 土曜日、日曜日、祭日、 年末年始、夏季休暇	収集実施日	毎週金曜日 午前8時～午後5時	休業日	町が指定する日、 金曜日以外、祭日、 年末年始、夏季休暇	し尿	234円 / 18ℓ	浄化槽汚泥	人槽別（清掃費に含まれる）	し尿	許可 トバナ産業株式会社	浄化槽汚泥	許可 トバナ産業株式会社		5,000円	<p>各市町のし尿・浄化槽汚泥の収集・処理体制は、新市において責任を持って、速やかに調整する。</p> <p>ただし、海洋投棄の処分に ついては、合併時までに、あらゆる手段・方法で処理量を抑制する措置を講じる。許可手数料については更新時から各務原市方式とする。</p>
収集実施日	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時 土曜日 午前8時～午前12時																																		
休業日	市が指定する日、 日曜日、祭日、 年末年始、夏季休暇、 第2・第4土曜日																																		
し尿	214円 / 18ℓ																																		
浄化槽汚泥	人槽別（清掃費に含まれる）																																		
し尿	許可 各務原衛生株式会社																																		
浄化槽汚泥	許可 各衛サービス株式会社																																		
	10,000円																																		
収集実施日	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時																																		
休業日	町が指定する日、 土曜日、日曜日、祭日、 年末年始、夏季休暇																																		
収集実施日	毎週金曜日 午前8時～午後5時																																		
休業日	町が指定する日、 金曜日以外、祭日、 年末年始、夏季休暇																																		
し尿	234円 / 18ℓ																																		
浄化槽汚泥	人槽別（清掃費に含まれる）																																		
し尿	許可 トバナ産業株式会社																																		
浄化槽汚泥	許可 トバナ産業株式会社																																		
	5,000円																																		

環境事業（火葬業務）の取扱いについて（案）

火葬業務については、各務原市の現行方式とする。

調整方針

専門部会 環境部会 協議細目 環境事業（火葬業務）

協議項目		各種事務事業の取扱い																
調整の方針		火葬業務については、各務原市の現行方式とする。																
項目	各務原市	川島町	調整方針															
1. 火葬業務等	<p>業務内容 扇平火葬場運営管理、霊柩車運行業務</p>	<p>業務内容 なし（近隣市町施設を利用）</p>	<p>火葬施設等がある各務原市の現行方式とする。</p> <p>住民ニーズに対応した火葬施設の整備充実を図るため、改築事業を実施する。</p>															
2. 施設等概要	<p>概要（各務原市扇平火葬場）</p> <table border="1"> <tr><td>竣工</td><td>昭和45年3月31日</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>1,420㎡</td></tr> <tr><td>建物面積</td><td>340㎡</td></tr> <tr><td>構造</td><td>鉄筋コンクリート造一部鉄骨造</td></tr> <tr><td>火葬炉</td><td>人体炉 5基（うち1基大型炉） 汚物炉（動物炉）</td></tr> <tr><td>霊柩車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>火葬業務 2名</td></tr> <tr><td>休日</td><td>なし</td></tr> </table> <p>* 基本的には市外居住者は、受け入れられない。ただし、岐阜市岩滝地区のみ受け入れをしている。</p>	竣工		昭和45年3月31日	敷地面積	1,420㎡	建物面積	340㎡	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	火葬炉	人体炉 5基（うち1基大型炉） 汚物炉（動物炉）	霊柩車	1台	職員数	火葬業務 2名	休日	なし
竣工	昭和45年3月31日																	
敷地面積	1,420㎡																	
建物面積	340㎡																	
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造																	
火葬炉	人体炉 5基（うち1基大型炉） 汚物炉（動物炉）																	
霊柩車	1台																	
職員数	火葬業務 2名																	
休日	なし																	
3. 使用料	<p>火葬場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死体</td> <td>12才以上 4,000円 12才未満 3,500円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>産褥（満1週以下）</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>犬・猫</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>安置料金</td> <td>2,060円</td> </tr> </tbody> </table> <p>市霊柩車 市所有の霊柩車 5,150円/回</p> <p>（岐阜市岩滝地区） 7km以内 : 6,900円 8km以内 : 7,150円 9km以内 : 7,400円</p> <p>《参考》 葬祭具の貸出 菊（特種） 6,690円 光・虹（甲種） 4,120円 蓮（乙種） 2,060円 貸出期間が1日増すごとに基本使用料の5割増し （10円未満切捨て）</p>	区分	使用料	死体	12才以上 4,000円 12才未満 3,500円	死産児	1,500円	産褥（満1週以下）	1,030円	犬・猫	1,030円	安置料金	2,060円	<p>火葬場 なし（近隣市町施設を利用）</p> <p><参考> 川島町の住民が一宮市斎場を利用した場合…20,000円（死亡者が10歳以上）</p> <p>町霊柩車 なし（葬祭業者を利用）</p>				
区分	使用料																	
死体	12才以上 4,000円 12才未満 3,500円																	
死産児	1,500円																	
産褥（満1週以下）	1,030円																	
犬・猫	1,030円																	
安置料金	2,060円																	
4. 火葬件数	<p>件数（平成14年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>火葬</td> <td>犬・猫の火葬</td> <td>霊柩車の使用</td> </tr> <tr> <td>916件</td> <td>1,778件</td> <td>434件</td> </tr> </table> <p>* 1日当たり最大件数 7件</p>	火葬	犬・猫の火葬	霊柩車の使用	916件	1,778件	434件	<p>件数（平成14年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>火葬</td> <td>犬・猫の火葬</td> <td>霊柩車の使用</td> </tr> <tr> <td>80件</td> <td>30件</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>* 件数は、概算。</p>	火葬	犬・猫の火葬	霊柩車の使用	80件	30件	-				
火葬	犬・猫の火葬	霊柩車の使用																
916件	1,778件	434件																
火葬	犬・猫の火葬	霊柩車の使用																
80件	30件	-																

確認事項

第12回 木曾川文化圏市町合併協議会

「合併協議項目」の協議状況 (H15.12.13現在)

基本的協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
1	合併の方式	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する編入合併とする。
2	合併の期日	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.11.1 (第8回)	平成16年11月1日(月)とする。
3	新市の名称	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.11.1 (第8回)	新市の名称は、 ^{かかみがはらし} 「各務原市」とする。
4	新市の事務所の位置	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	現各務原市役所の位置とする。
5	財産の取扱い	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

合併特例法に規定されている協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.8.8 (第5回)	合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数特例」を適用するものとする。
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する。合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、選挙で選出された12人は、各務原市の農業委員の在任期間だけ在任する。
8	地方税の取扱い	H15.7.9 (第4回)	継続協議		【協議内容】原則として各務原市の制度に統一する。ただし、個人市民税の均等割、法人市民税の法人税割及び都市計画税については、不均一課税を実施する。(都市計画税の不均一課税の方法については専門部会・幹事会において協議中)
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする。
10	新市建設計画				小委員会を設置し検討中

その他必要な協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
11	特別職の身分の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	(1)川島町の常勤の特別職(三役及び教育長)及び執行機関の委員(教育委員会の委員等)については、合併の前日をもって失職する。 (2)付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する。 なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。
12	条例、規則等の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	条例、規則等は、各務原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。
13	事務組織及び機構の取扱い	H15.11.28 (第10回)	承認	H15.11.28 (第10回)	現在の川島町役場については、適切な住民サービスを提供するため、(仮称)川島振興局を設置する。なお、各務原市の「事務組織及び機構」については、現行のまま存続する。
14	一部事務組合等の取扱い	H15.12.13 (第11回)	承認	H15.12.13 (第11回)	1. 川島町が加入している一部事務組合等については、合併する日の前日をもって脱退する。 2. 共同処理されていた事務や財産等については、他の構成団体との調整を図りながら、新市に引き継ぐ。
15	使用料、手数料の取扱い	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	使用料については、原則として、各務原市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに決定する。手数料については、原則として、各務原市に統一するものとする。

16	公共的団体の取扱い		H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整を行う。 両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねる。
17	補助金、交付金等の取扱い		H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	補助金、交付金等について、原則として、各務原市に統一するものとする。
18	町名、字名の取扱い		H15.8.8 (第5回)	承認	H15.10.7 (第7回)	川島町内の町の名称を変更する。 川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする。
19	慣行の取扱い		H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。 都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承する。
20	国民健康保険事業の取扱い		H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	国民健康保険料(税)の賦課業務に関しては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。
21	介護保険事業の取扱い		H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	介護保険料については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、合併する日が属する年度及びこれに続く1年度は、不均一賦課を実施する。
22	各種事務事業の取扱い					
	(1) 姉妹都市・国際交流事業	(都市交流)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する。
		(海外派遣事業等)	H15.11.28 (第10回)	承認	H15.11.28 (第10回)	国際交流事業(海外派遣事業等)については、原則として、各務原市の制度に統一するものとする。ただし、小学生の海外派遣事業など川島町国際交流協会が主体となって実施している事業については、新市において決定する。
	(2) 電算システム事業		H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するものとする。
	(3) 広報広聴関係事業	(自治組織)	H15.12.13 (第11回)	承認	H15.12.13 (第11回)	1. 川島町の町内会長は、合併の日をもって各務原市自治委員に委嘱する。 2. 自治組織への補助金等については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、自治組織の運営上、影響が大きいものについては、緩和措置を講ずる。
		(広報紙等)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	広報紙、ウェブサイト(ホームページ)、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する。
	(4) 消防防災関係事業	(常備消防・消防団)	H15.11.28 (第10回)	承認	H15.11.28 (第10回)	常備消防については、羽島郡広域連合の解散と同時に新市へ引き継ぐものとする。消防体制については、現体制以上の強化が図られるよう新市において決定する。 消防団については、各務原市の現行制度に統一する。なお、統一により格差の生じる川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずる。
	(5) 交通関係事業	(コミュニティバス)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに(仮称)川島線を新設する。
		(防犯灯及び道路照明灯)	H15.11.14 (第9回)	承認	H15.11.14 (第9回)	防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。なお、両市町が維持管理してきた合併以前の既設分については、新市が引き続き維持管理を行う。ただし、川島町の町内会内に設置されているもので「防犯灯」としての性格を有するものについては、平成17年度から5年を目処に自治会の維持管理へ移行する。

(6)保健事業		H15.11.14 (第9回)	承認	H15.11.14 (第9回)	「川島町保健センター」については、川島地区の健康福祉の中核施設とし、その名称を「川島健康福祉センター」とする。 各種保健予防事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、各事業の細部及び各市町で実施している事業・計画については、今後調整を図る。
(7)障害者福祉事業		H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	障害者の福祉制度については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施である「補助犬育成費助成事業」については、新市においてもこれを実施する。また、川島町の「障害者小規模授産所」についても、新市にて引き続き実施する。
(8)高齢者福祉事業		H15.10.7 (第7回)	承認	H15.11.28 (第10回)	高齢者福祉事業については、原則として、各務原市に統一するものとする。なお、川島町で実施している「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。
(9)児童福祉事業		H15.11.14 (第9回)	継続協議		【協議内容】保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。 「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。
(10)その他の福祉事業		H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	生活保護、母子・父子家庭事業については、各務原市の現行制度に統一する。
(11)環境事業					
(12)農林水産関係事業		H15.11.14 (第9回)	承認	H15.11.14 (第9回)	農林水産関係事業については、原則として、各務原市の現行制度とし、新市においても引き続き実施するものとする。
(13)商工・観光 関係事業	(融資事業)	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	融資事業については、各務原市の現行制度に統一する。
	(イベント、広域 観光)	H15.11.14 (第9回)	承認	H15.11.14 (第9回)	イベント事業、広域観光事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。
(14)建設関係事業	(都市計画)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る。
(15)上・下水道 事業	(上水道)	H15.12.13 (第11回)	継続協議		【協議内容】上水道事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。 ただし、「水道料金」については、平成17年度から平成19年度まで緩和措置を講じ、その後、現行の各務原市の徴収基準に統一する。 また、「料金の徴収方法」「給水負担金」「開発負担金」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。
	(下水道)	H15.11.14 (第9回)	継続協議		【協議内容】1.「下水道使用料金」については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、「料金の徴収方法」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。 2.「排水設備工事助成金」については、原則として、廃止するものとする。ただし、川島処理区においては、平成19年度まで現行制度を存続する。 3.「下水道受益者負担金」については、それぞれの市町の現行制度のまま存続する。なお、「前納報奨金制度」については、各務原市の現行制度に統一し、「農地等の徴収猶予制度」については、川島町の現行制度を基本に統一する。 4.「水洗便所改造等資金利子補給」については各務原市の現行制度に統一する。
(16)学校教育事業		H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	義務教育の取扱いについては、原則として各務原市の現行制度に統合するものとする。 なお、川島町の小中学校の就学区域(校区)については、現行のままとする。

(17)社会教育事業	(公民館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	川島町公民館の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については各務原市の例による。川島町公民館主催事業は合併後5年を目処に事業の継続について調整する。
	(歴史民俗資料館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	「川島町ふるさと史料館」を「各務原市川島ふるさと史料館」に名称変更する。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。
	(図書館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については、各務原市の例による。
	(スポーツ関係施設)	H15.11.28 (第10回)	承認	H15.11.28 (第10回)	川島地区の「スポーツ関係施設」の休業日・使用時間・利用者の制限については、個別の施設ごとに新市において決定する。使用料については、平成17年度は現行制度のままとし、施設の規模・性格を勘案しながら、個別の施設ごとに調整し、平成18年度以降に新市において見直しを行う。なお、各務原市の「スポーツ関係施設」については、現行制度のまま存続する。
(18)その他事業	(指定金融機関等)	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	指定金融機関は、現行の各務原市の指定金融機関とする。収納代理金融機関として、現行の各務原市が指定する機関に加えて、新たに岐阜南農業協同組合及びいちい信用金庫を指定する。

今後の合併協議会等の開催日程について

回	年月日(曜日)	時間	場所
第13回合併協議会	平成16年 2月 4日(水)	14:00	各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室